

○ふじみ野市小規模修理・修繕契約希望者登録要綱

平成17年10月1日

告示第242号

改正 平成22年4月23日告示第112号

平成23年4月25日告示第119号

平成25年12月2日告示第304号

平成26年8月19日告示第209号

平成28年12月28日告示第323号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する小規模な修理・修繕契約について、市内に主たる事業所を置く小規模事業者の受注機会を拡大し、積極的に活用することによって、市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(登録できる者)

第2条 ふじみ野市小規模修理・修繕契約希望者登録名簿(以下「名簿」という。)に登録することができる者は、市内に主たる事業所を置く者とする。この場合において、希望業種、建設業の許可の有無、経営組織、従業員数等は問わない。

(登録できない者)

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、名簿に登録することができない。

(1) 市内に主たる事業所を置かない者(他の市町村に本店がある場合などをいう。)

(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び復権を得ない者

(3) ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則(平成17年ふじみ野市規則第61号)に基づく入札参加資格を有する者

(4) 希望業種を履行するために必要な資格及び許可等を有しない者

(登録の方法)

第4条 登録は、次に定める方法により行う。

(1) 登録の申請は、別記様式及び納税証明書その他の書類により行う。

(2) 登録の受付は、定期受付及び随時受付により行うものとする。

(3) 定期受付は、西暦の偶数年の4月1日から4月30日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間行うものとする。

(4) 随時受付は、前号に掲げる定期受付期間の翌月の1日から翌々年の3月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の期間行うものとする。

(5) 登録の受付窓口は、契約主管課において行う。

(平23告示119・平26告示209・一部改正)

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 定期受付により登録申請した者は、登録申請月の翌月の1日から翌々年の4月30日まで

(2) 随時受付により登録申請をした者

ア 月の初日から15日までの期間に登録申請した者は、申請月の翌月の1日から直前の定期受付により登録申請した者の有効期間の末日まで

イ アに掲げる期間以外に登録申請した者は、申請月の翌々月の1日から直前の定期受付により登録申請した者の有効期間の末日まで

(平26告示209・全改)

(登録者の取扱い)

第6条 市は、申請書の審査を行い、名簿に登載した後、一般に公開して、該当する契約に係る業者選定に際して積極的に見積参加機会を与えるよう努めるものとする。なお、選定においては、ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則に基づく入札参加資格を有する者の選定を否定するものではない。

2 名簿に登載された者が、第3条各号のいずれかに該当したときは、名簿から削除する。

(平25告示304・一部改正)

(対象となる契約)

第7条 この登録に際し、特に法的に必要な登録、免許又は許可(以下「許可等」という。)を要するものを除き、許可等の有無、技術者資格、施工実績、経営状況等の項目について無審査とし、選定の対象とする修理・修繕は、内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であると認められるもので、当該契約金額が130万円を超えない。

(平26告示209・一部改正)

(契約保証金)

第8条 名簿に登載された者との契約締結に際しては、ふじみ野市契約規則第22条第6号の規定に基づき、契約保証金の納付を免除するものとする。

(平25告示304・一部改正)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市小規模修理・修繕契約希望者登録要領(平成17年3月1日市長決裁)及び「大井町小規模工事業者登録申請について」(平成17年3月24日総務課長専決)の規定によりなされた登録その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成22年告示第112号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年告示第119号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 25 年告示第 304 号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年告示第 209 号）

この告示は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年告示第 323 号）

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の様式に基づいてなされている
手続その他の行為は、改正後の相当規定に基づいてなされている手続その他の
行為とみなす。

3 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式による用紙につい
ては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。